

令和7年度 東広島市立河内中学校生徒指導規程

令和7年4月8日

第1章 総則

この規程は、本校で教育を受ける生徒の人格の完成を目指すとともに、保護者、教職員が次世代を担う生徒の健やかな成長を願うために見通しを持った生徒指導について共通認識・共通理解を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。生徒の人格の完成を目指して、自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から、必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。

社会の一員として、交通ルールを守り、登下校をする。自転車通学違反については、特別な指導をする。

- (1) 徒歩通学は、歩行者のマナーを守り通学路を通る。
- (2) 自転車通学は、交通安全ルールに従い安全に留意して通学路を通る。ヘルメットには、名前シールを貼ることとする。
- (3) 雨天時、傘をさしての自転車運転の禁止（道路交通法違反）。
- (4) 自転車安全利用五則を遵守する。
 - ① 自転車は車道が原則、歩道は例外（※河内中学校では自歩道を走行する。）
 - ② 車道（路側帯）は左側を通行
 - ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - ④ 安全ルールを守る
 - ・二人乗り・並走の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - ・横断歩道では自転車から降りて左右の安全を確認し、自転車を押して歩いて横断する。
 - ⑤ ヘルメットの完全着用（歩いて自転車を押す場合もヘルメットを着用する。）
- (5) 通学バックは背負うか荷台にくくりつける。サブバッグは荷台にくくりつける。
- (6) 二人乗りやヘルメットの未着用等、関係法令や校則の違反を確認した場合には家庭に連絡する。保護者と連携を取りながら一定期間の自転車通学許可の失効を行う。改善されなければ、自転車通学許可の取り消し（年度内）とする。
 - ① 自転車の違反があった場合、保護者と連携をとる。
 - ② 自転車の違反が2回あった場合、保護者と連携をとり、自転車通学を3日間禁止とする。
※これ以降も続くようであれば、年度内禁止とする。
 - ③ あごひもをつけていない（あごひもが緩い）場合はその場で直す。2回注意して直っていない場合は、学年・生徒指導部で指導し、保護者へ連絡する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導する。

- (1) 午前8時5分までに着席し、朝読書を開始する。
- (2) 欠席の場合、8時までに保護者が欠席の理由を学校に連絡する。
- (3) 遅刻の場合、8時までに保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告して、授業教室に行く。
- (4) 無届の遅刻については、保護者連絡を行う。

- (5) 早退の場合、必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法（送迎する人や下校手段等）を学校に連絡する。
- (6) 原則、登校したら校外には出ない。特別な理由がある時は、職員室に連絡して許可を得る。
- (7) 完全下校の時刻は、次期の通りとする。
- ・4月8日～秋季大会 17時30分
 - ・秋季大会後～学年末試験 17時
 - ・学年末試験～修了式 17時30分
- ※休業日については原則16時完全下校とする。
- ※大会等については、この限りではない。その場合は事前に保護者へ連絡する。

（頭髪）

第4条 頭髪については、次のことを指導する。

学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪形や長さとする。

※改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

（1）不自然な髪型（そり込みやアシンメトリー、モヒカン等に類する奇抜な髪型等）の禁止

①男子

・短髪を基本とし、目や耳や襟にかからない長さとする。

②女子

・前髪は目にかからない長さとする。

・後ろ髪は制服の襟が隠れるまで伸びた場合、耳より下の高さで、黒、紺、茶色のゴムを使い、1つか2つに束ねる。その際、顔にかかる髪は耳にかけるか、ピンでとめる。ピンは黒、紺色で必要な本数のみ使用し、リボンは使用しない。

（2）染色や脱色、パーマ、着毛、整髪料等の禁止

・染色や脱色、パーマ（ストレートパーマ、縮毛矯正も含む）、着毛、整髪料は禁止する。

・違反の場合は、改善するまで特別な指導を行う。

（3）健康上等の理由で、上記の規程にできない場合は保護者を通して担任に届け出て学校の許可を得ること。

（服装・身なり等）

第5条 服装、身なり等については、次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校の際は、次の通り学校が定める制服を正しく着用すること。

（1）基準服

①冬服 指定の基準服

②夏服 指定の半袖ポロシャツ

③体調に応じて、夏服と冬服を選択して着用すること。

※始業式や終業式、文化祭等の学校行事では、指定された服装を着用すること。

（2）シャツ

①学校指定の半袖ポロシャツ、長袖カッターシャツ・ブラウスを着用し、シャツ出しはしない。

②シャツ・ブラウスの下には、必ずアンダーシャツを着用する。色は無地の白やベージュ、グレー、紺、茶、黒とする。

（3）スラックス・スカート・ネクタイ・リボン

①スラックス

指定のスラックスを着用する。

ベルト（黒・紺・茶の華美でないもの）を必ず着用する。腰パンや裾擦り、変形等は禁止とする。

②スカート

指定のスカートを着用する。スカート丈は、起立した状態で膝が隠れる程度の長さとする。

③ネクタイ・リボン

カッターシャツ・ブラウスを着用する際、学校指定のネクタイ・リボンをつけること。

(4) 靴下

- ①無地のもの(ワンポイント可)を使用し、色は白や黒、紺、グレーとする。
- ②長さはくるぶしが完全に隠れる長さからひざ下までの長さとする。
- ③ルーズソックスや過度の編み込みのあるものは禁止とする。

(5) 通学靴

- ①色は白を基調とする。
- ②形状は、ひも付きの運動靴とする(ハイカットは不可)。マジックテープの運動靴を希望する場合は学校に相談する。

(6) 上履き・体育館シューズ

- ①学校指定のものを使用する。
- ②上履きは甲の部分に、体育館シューズはかかとの部分に必ず記名する。
- ③体育館シューズは体育館のみで使用する。シューズ袋に入れて保管する。

(7) 名札

名札の定位置は左胸のポケットとする。

(8) セーター・ベスト・カーディガン

- ①冬季には、上着の下にVネックのものを着用してもよい。色は白・黒・紺・茶・灰色など、質素な色を選択する。
また、着用時は上着の丈や袖口からはみ出さない。
- ②上着を脱いでセーターなどだけで生活することはできない。

(9) ウインドブレーカー

- ①学校指定のものを使用する。
- ②原則、室内では着用しない。
- ③秋季大会後から学年末試験が終わるまでの間、下校時にはウインドブレーカーを着用する。

(10) 手袋・マフラー等

- ①ウインドブレーカーを着用しても防寒の必要がある場合は、手袋・マフラー・ネックウォーマーの着用を認める。無地のもの(ワンポイント可)で、色は白・黒・紺・グレーのものとする。
- ②手袋・マフラー等は下駄箱で外し、校舎内では着用しない。
- ③ニット帽は禁止とする。

(11) タイツ・レギンス

- ①冬季には防寒目的でのタイツまたはレギンスを着用してもよい。
- ②色は黒または紺とし、編み目や柄のないものを着用する。
- ③タイツ・レギンスを着用する場合でも、靴下は履くこととする(常に見えている状態にする)。
- ④原則、体育や部活動などの運動時には、タイツ・レギンスは着用しない。

(化粧・装飾・装身具・不要物等)

第6条 化粧・装飾・装身具・不要物等については、次のことを指導する。

- (1) 日焼け止め・ハンドクリーム・リップクリーム(すべて無香料で色やラメがない薬用のもの)は必要がある場合のみ使用を認める。ただし、使用場所や使用時間を守る。
- (2) ローズ(色付きのリップクリームを含む)、マスカラ等の化粧類の禁止。
- (3) マニキュア等の爪や皮膚への装飾の禁止。
- (4) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサガ等の装身具の禁止。
- (5) 眉毛のそり落とし、まつ毛の加工の禁止。
- (6) 携帯電話等の情報通信機器、デジタルカメラ、ゲーム、漫画、化粧品、装飾品(キーホルダー等)は持ち込み禁止とする。
- (7) 刃物(ハサミやカッター)、おかし等、学校での学習活動に必要ないものは、持参しない。

※違反があった場合、学校で預かり、特別な指導を行い保護者に返却する。

(学校生活)

第7条 学校生活については、次のことを指導する。

(1) 学校生活全般

- ①あいさつは、「自分から、立ち止まって、相手に聞こえる声であいさつ」をする。
- ②自分の持ち物には、必ず記名をする。
- ③集金などの金品は、登校後すぐに先生に預ける。
- ④所持品や現金を紛失した時には、すぐに先生に連絡する。

(2) 休憩時間

- ①学校の外や立ち入り禁止場所には行かない。
- ②校内放送は、静かに聞く。
- ③特別教室や準備室、体育館には勝手に入らない。
- ④教室を移動する時は、係が責任もって教室の戸締りや電気の消灯等をする。
- ⑤廊下等、校内を走ったり、手すりに腰をかけたりしない。
- ⑥学校の施設や道具、草花や樹木を大切にする。
- ⑦整理整頓をする(ロッカーや机の中には決められたものだけを置く)。

(3) 保健室利用

- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用することができる。利用時間は、1時間程度とする。体調の回復が見込めない時は、学校から保護者に連絡をする。
- ②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連絡をし、医療機関への受診をすすめる。
- ③虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校より関係機関に通告する。

(4) 公衆電話利用の金銭等

- ①必要のない金銭は学校に持参しない。
- ②生徒同士の金銭の貸し借りはしない。
- ③電話代を持参していないが使用する必要がある場合は、職員室にその旨を伝え、お金を借り、後日使用したお金を持参・返却する。

(5) 給食

- ①衛生面に注意して給食当番等をする(手洗いや消毒を完全に実施する)。
- ②当番は、エプロン・三角巾を着用し、マスクをする。
- ③配膳中は、給食当番以外は教室に入らない。

(6) 掃除

- ①掃除は、学校の環境を整える学習活動の一つである。時間いっぱい掃除をする。
- ②掃除開始3分前(13:12)までに掃除場所へ移動し、役割分担を行い、掃除を開始する。
- ③無言で時間いっぱい掃除し、後片付けをした後、担当の先生のチェックを受ける。

(7) 教育相談

生徒、保護者で教育相談の希望があった場合、スクールカウンセラーや心のサポーターに相談することができる。

(8) 部活動

- ①部活動は希望者加入とするが、できるだけここの部に所属し、自分の趣味や特技を身に付けることはもちろん、礼儀やマナーを身に付け、より豊かな人間性や人間関係づくり、主体性、リーダー性、粘り強さなどの伸長をめざし、活動することをすすめる。
- ②部活動に入部するときは、保護者、担任、顧問の許可を得て入部届を提出すること。また、退部や転部の場合も同様とする。
- ③欠席、遅刻、早退など予め分かっている場合は、活動の開始までに顧問に申し出る。
- ④部活動の活動時間を守る。部活動終了後、全員が完全下校時刻までに下校することができるように速やかに行動すること。大会1週間前は、30分の延長を認める。

⑤中間試験の前3日間、期末試験の前5日間は、原則部活停止とする。

(10)その他

- ①休日等に忘れ物を取りに学校に来る場合は、制服又は体操服(ジャージ)で登校する。
- ②卒業生や部外者の学校内への無断の立入りは禁止する。用事がある場合は、職員室へ名前や理由を連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにも関わらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
- ③学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。場合によっては、関係機関と連携する。

(情報通信機器)

第8条 携帯電話等の情報通信機器の校内の持ち込みは禁止する。

- (1)家庭及び学校外での携帯電話やスマートフォン、その他の通信機器やパソコンの使用に関しては、保護者の責任で、必ず家庭内におけるルールを作り、フィルタリングをし、各家庭で利用状況を把握すること。
- (2)SNSの書き込み、画像や動画の公開・返信等の不適切な使用方法を禁止する。
- (3)校内に持ち込んだ場合は、物品を学校で預かり、保護者に返却する。

第3章 校外での生活に関すること

(校外生活)

第9条 外出などの校外生活については、次のことを指導する。

- (1)外出する時は、保護者に行き先と帰宅時間を告げること。
- (2)危険場所や私有地などへは立ち入らない。
- (3)生徒だけで娯楽施設(ゲームセンターやカラオケボックス、ボウリング場等)へは入店しない。
- (4)商業施設の立ち入りおよび町外へ出かける等は、保護者の許可を得ること。
- (5)生徒だけでの外泊や夜間徘徊の禁止とする。
 - ①保護者は、生徒だけでの外泊や旅行をさせないようにする。
 - ②保護者は、夜間(午後11時から翌日午前4時まで)は広島県の青少年育成条例でも規制)生徒を外出させないようにする。
 - ③保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- (6)公共の場を利用する時は、使用上のルールを守ること。
- (7)法律に則り、社会の一員としてのルールやマナーを守ること。

第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても許されないこと」であり、生徒が起こした問題行動を反省させ、自己を振り返り、よりよい学校生活を送るために指導する。

(問題行動への特別な指導)

第10条 問題行動への特別な指導として、問題行動を起こした生徒に、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。ただし、発達段階や常習性も配慮し、指導を行う。
本校の定める指導段階は次の通りとする。

指導段階Ⅰ

本人への説諭や事実・反省・宣誓の文章の作成、授業観察指導及び保護者への連絡。

※指導に従わない場合は、指導段階Ⅱに移行する。

(1)指導段階Ⅰについて

指導対象になる事柄

次の行為があった場合、段階Ⅰ以上の指導を行う。

- ①不要物を持ち込んだ場合
- ②指導に従わない場合（指導無視、暴言、授業エスケープ、授業時の立ち歩き）
- ③人としてのマナーに反する言動を行った場合
- ④道路交通法違反および通学違反をした場合
- ⑤生徒間暴力があった場合
- ⑥器物破損・破損行為があった場合
- ⑦その他、学校が教育上必要と判断した行為

指導段階2

第Ⅰ段階の指導を踏まえた保護者との面談。

(2) 指導段階2について

指導対象になる事柄

次の行為があった場合、段階2以上の指導を行う。

- ①第Ⅰ段階の指導で改善できない場合
- ②不要物の持ち込みのうち、危険物や授業の妨げになるものを故意に持参・使用した場合
- ③飲酒・喫煙・万引きなど触法行為
- ④故意に授業妨害をし、指導に従わない場合
- ⑤不正行為（テスト等のカンニング）
- ⑥教師への暴言
- ⑦生徒間暴力のうち、事実内容が軽度でない場合

指導段階3 → 「緊急対応」等

第2段階までの指導を踏まえた学校からの懲戒（校内反省個別指導）や諸機関との連携。

(3) 指導段階3について

指導対象になる事柄

次の行為があった場合、段階3以上の指導を行う。

- ①第2段階の指導で改善が見られない場合。事実が重大で教育的に必要と判断できる場合
- ②指導に従わない場合
- ③家出及び深夜徘徊
- ④金品強要
- ⑤授業妨害が故意で重大な場合
- ⑥その他、学校が教育上必要と判断した行為、法令、法規に違反する行為

(4) いじめについて

いじめがあった場合は、校内のいじめ防止委員会において検討後、指導を行う。

(反省指導)

第Ⅱ条 特別な指導のうち、反省指導等は、次のとおりとする。期間は、概ねⅠ日からⅠ週間とする。ただし、態度に改善が見られない場合や繰り返し等により指導を変更することがある。

(1) 学校反省指導

指導段階2以上については、(2)の指導を行う。授業中の態度に課題がある場合は、指導段階Ⅰにおいても、

(2)の別室指導を行うことがある。

(2) 方法

- ①別室による個別反省指導

別室で反省や教科指導を行う。

②保護者連携ファイルによる個別反省指導

別室指導および家庭での過ごし方を振り返り、用紙に記入させ、学校・家庭で連携を図る。

③教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラーや心のサポーターとの教育相談と個別反省指導を並行して行う。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、より良い学校生活を送り、進路について展望をもたせ、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1) 特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・全教職員に伝える。
- (2) 特別な指導は、学校体制として取り組み、事実の確認、反省(振り返り)、再発の防止の為の具体的な約束や展望をもたせる。
- (3) 特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録に残す。
- (4) 反省期間については、形式的にならないようにし、目的を明確にして行う。(目安となる日数を第11条に明記)また、生徒の発達段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

第13条 生徒を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、PTA 総会、懇談会等で説明を行う。

(規程の施行)

この規程は、令和7年4月1日より施行する。